

狭山市ふれあい健康センターPFI(R0方式)事業 公募資料に関する質問・意見及びこれらに対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答
1 募集要項							
1-1	P. 1	1				「実施方針に関する質問及び意見への回答（以下「質問回答書」という。）を踏まえて、募集要項を作成している」とあるため、「質問回答書」の内容につきましても「募集要項等」として有効であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-2	P. 2	2	(4)			既存浴室は廃止とありますが、改修再利用は可能でしょうか。	浴室は機能として廃止としていますので、浴室としての改修再利用はできません。
1-3	P. 3	2	(4)			「次世代型」の具体的な定義をお示ください。	年齢、性別、障害や疾病の有無等に関わらず、互いに交流しながら、またライフステージが変わっても引き続き利用可能となるような機能を整備することとしています。 その一部に活用するデジタルコンテンツを次世代型と捉えていますが、既に導入・流通しているコンテンツについても次世代型として本施設に導入することは可能です。
1-4	P. 3	2	(4)			健康増進及び交流促進のKPIを貴市ではどのようにお考えでしょうか。	現時点で設定していません。
1-5	P. 3	2	(4)			「多様な人々が相互に支え合い、多世代が楽しみながら健康づくりを行うことができる次世代型・全世代型の拠点」というコンセプトを掲げていますが、このコンセプトの実現度を測るための具体的な評価指標はありますか。例えば、年齢層別の利用者数増加目標など。また、一部にデジタルコンテンツを活用と記載されているがどのようなイメージをお持ちでしょうか。	現時点で設定していません。 また、デジタルコンテンツについては、募集要項の用語の定義にあるとおりです。
1-6	P. 3	2	(7)			「全世代型」の「アスレチック」となると、高齢者もアスレチックを利用するよう求められていると読み取れますが、高齢者向けのアスレチック機能とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。 また、高齢者がアスレチック機能を利用した場合には、怪我する方も多く発生すると予想されますが、その点について貴市ではどのようにお考えでしょうか。	改修後の本施設を全体として全世代型にすることを想定していますので、高齢者向けに特化したアスレチック機能の導入を強制するものではありません。 また、市としては運営中の事故、怪我等につきましては、選定事業者に対して未然防止の対応を備えられたいと考えており、要求水準書(案)P. 39において、「選定事業者は、提案したアスレチック機能等、デジタル技術を活用した健康増進・交流促進機能、及びこれらと親和性の高い機能について、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、安全対策を講じ、適切な人員を配置し、運営業務を実施するものとする。」と記載しています。
1-7	P. 3	2	(7)	ア	(7)	(7)設計業務において、aアスレチック機能等設計業務、bデジタル技術を活用した健康促進・交流促進機能設計業務とありますが、aが主でbが従と解釈してよろしいでしょうか。	「a アスレチック機能等設計業務」と「b デジタル技術を活用した健康増進・交流促進機能設計業務」の間に序列はありません。
1-8	P. 4	2	(8)	ア		飲食施設、レストラン等を計画するにあたり、従来整備されていた食堂の利用者数、客単価等をご教授ください。	利用者数、客単価ともデータが無く不明です。
1-9	P. 4	2	(8)	ア		有料施設を設置する場合、「施設の整備費用については選定事業者の費用負担とする」との記載がありますが、当該「整備費用」の範囲について確認させてください。 一般的には、「内装より内側の部分」を選定事業者の負担範囲と解すると存じますが、本事業においても同様の考え方でよろしいでしょうか。それとも、施設全体の整備費のうち、有料施設部分の面積比率等に応じて按分し、選定事業者が負担するという考え方となるのでしょうか。	要求水準書（案）P23記載の通り、「内装より内側の部分」に加え、配管等が選定事業者の負担となります。
1-10	P. 4	2	(8)	ア		「施設利用者のための飲食施設、レストラン等の憩い空間や、シャワー室、個室休憩室等の有料施設」とありますが、例示されている機能以外にも、適用法令・適用条例の範囲内で、自由な提案が可能でしょうか。 設備容量などの兼ね合いで、誘致不可な業種があればご教示をお願いいたします。	前段については、お見込みのとおりです。 後段について、本施設は市街化調整区域に立地していますが、本PFI事業においては、厚生施設という用途の変更を伴わないこと、また、施設の増築を予定していないことから、公序良俗に反しない業種であれば誘致不可な業種はないと考えています。

No	該当箇所					質問・意見	回答
1-11	P. 4	2	(8)(9)			自主事業実施の柔軟性や、将来的な内容変更等による収益安定化のため、自主事業（独立採算事業）の収益範囲や追加事業・新規収入源の実施について、将来的な事業環境変化に柔軟に対応できる運用方針を明文化してください。行政財産使用料の免除や承認手続の詳細もご提示をお願いします。	自主事業については、毎年度申請いただき、本市が承認を与えた上で実施いただくこととなりますが、申請内容に基づき個別に判断するため、あらかじめ詳細にお答えすることはできません。 なお、自主事業については、行政財産使用料は免除となりますが、申請様式等については、募集要項等ではなく、事業契約締結後にお示しします。
1-12	P. 5	2	(9)			事業者側で「広告収入」を獲得した場合の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	「価値・ブランディング向上業務収入」となります。
1-13	P. 5	2	(9)			サービス購入料（維持管理・運営サービス・施設修繕）の改定について、物価変動等を踏まえ年に1回改定可能とされていますが、具体的な改定の基準時点（入札公告日、事業契約締結日など）を明確にしていきたいです。また、修繕・更新サービス購入料は一定額となっているのでしょうか。	前段については、事業契約書(案)のP. 47「別紙3 サービス購入料の改定方法(第59条関係)」を参照してください。 後段については、概ねお見込みのとおりですが、長期修繕計画と齟齬が生じないことを前提に、事業者提案及び本市との協議により支払方法を変更することができるものとします。
1-14	P. 5	2	(9)			開業準備業務に対するサービス購入料の記載がありません。可能であれば、開業準備業務終了時に一括にてサービス購入料を支払っていただきたいと存じます。	「改修サービス購入料」となり、支払いについては維持管理及び運営期間にわたって平準化します。
1-15	P. 5	2	(9)	ア		「物価変動を踏まえ、事業契約締結時及び改修業務の期間中に各1回、・・・改定する」とありますが、改修業務中における改定の具体的な時期は事業契約書(案)別紙3 2 (1)イに記載の期間中であれば事業者からの申し出によると理解してよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりですが、本市が申出を行う場合もあります。
1-16	P. 5	2	(9)	イ		維持管理・運営サービス購入料について、物価変動等を踏まえた改定をすることができるとあります。 物価変動の参考となる指標や資料について、ご教示ください。	事業契約書(案)のP. 47「別紙3 サービス購入料の改定方法(第59条関係)」を参照してください。
1-17	P. 5	2	(9)	イ		維持管理及び運営期間中の直接収入の合計の提案額と、実際の直接収入の額に差異が生じる場合は、どのような取扱いになるのでしょうか。	直接収入の計画額と実績額に差がある場の措置については、事業者提案に基づき、本市と事業者が協議することとなります。
1-18	P. 5	2	(9)	イ		維持管理及び運営サービス購入料の記載内容では、民間事業者が集客にいくら努力しても費用が増えるだけで、収入は増えないと読み取れます。これでは民間事業者のモチベーションがわきませんので、再検討していただくことは可能でしょうか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、利用者数の増加により利用料金収入の増加を見込むことが可能です。
1-19	P. 6	2	(9)	ウ		修繕・更新サービス購入料として、事業期間を通じて一定額を支払うとありますが、施設運営に関わるような高額な修繕が突発的に発生した場合、この費用について協議を行うことは可能でしょうか。	可能です。
1-20	P. 6	2	(9)	ウ		「支払金額は、原則として、事業期間を通じて一定額を支払う」とありますが、例外的に一定額ではない金額が支払われる場合とは、デジタルコンテンツの入替・更新が必要となった場合の入替・更新費用を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-21	P. 6	2	(9)	ウ	(ア)	改修業務の中では予測不能であった要因によって施設の設備補修・修繕等にかかる費用が長期修繕計画の想定を超える場合には、貴市のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所					質問・意見	回答
1-22	P. 6	2	(9)	ウ	(7)	施設修繕サービス購入料について、前段において「支払金額は、原則として、事業期間を通じて一定額を支払うものとする」との記載がありますが、修繕業務に係る費用は、年度ごとに必要額が大きく変動する性質があります。そのため、事業期間全体の修繕費を均等に按分し、支払額を平準化した場合、初年度など実際に修繕費がほとんど発生しない期間においても相応の支払が発生することになります。その結果として、当該期間の支払額がSPCや修繕業務受託企業の利益として計上され、課税対象となる可能性があり、本来修繕業務に充当されるべき公金の一部が税負担等により有効に活用できない懸念が生じます。つきましては、施設修繕サービス購入料について、事業期間全体を通じて修繕業務の実施内容に応じて支払額に変動を設けることを認めていただけますよう、お願い申し上げます。なお、別の方式として、一定期間（たとえば3年）ごとに修繕内容および費用を見直し、その期間内は平準化された支払額とする方法も考えられます。こうした弾力的な取扱いについて、ご検討いただけますと幸いです。	長期修繕計画と齟齬が生じないことを前提に、事業者提案及び本市との協議により支払方法を変更することができるものとします。尚書き以降については想定しておりません。
1-23	P. 6	2	(9)	ウ	(7)	「事業者の提案する長期修繕計画に基づいて、維持管理及び運営期間にわたって選定事業者に支払う。」とありますが、修繕・更新サービス料は一定額ではなく計画に基づいた金額をお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	長期修繕計画と齟齬が生じないことを前提に、事業者提案及び本市との協議により支払方法を変更することができるものとします。
1-24	P. 6	2	(9)	ウ	(4)	デジタルコンテンツ更新費用について、「一括して支払う」と記載がありますが、サブスクリプション契約の場合にはどのように対応されるのでしょうか。	デジタルコンテンツ更新費用については、コンテンツ整備費用等を「修繕・更新サービス購入料」として一括払いとし、サブスクリプション部分については「維持管理・運営サービス購入料」の改定により対応します。
1-25	P. 6	2	(9)	ウ	(4)	デジタルコンテンツ更新費用は、事業期間を通じた更新費用を積算（見込み）して、応募時にウ．修繕・更新サービス購入料に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	デジタルコンテンツの更新に当たって必要な費用については、事業期間中に本市と選定事業者が都度協議し、変更契約を締結します。当初契約に更新費用は含まれないことから、応募時はデジタルコンテンツの更新費用を修繕・サービス購入料には計上しないでください。なお、本施設の改修期間中に整備する開業当初のデジタルコンテンツ整備費用については、応募時に改修サービス購入料に計上してください。
1-26	P. 6	2	(9)	ウ	(4)	デジタルコンテンツ更新費用について、協議が整わない、又は狭山市議会の議決が得られなかった場合は、デジタルコンテンツの更新は出来ない（不可）、との理解でよろしいでしょうか。	協議が整わない、又は狭山市議会の議決が得られなかった場合は、デジタルコンテンツの更新に係るサービス購入料の支払はできないものの、導入コンテンツに関する協議が整えば民間事業者の投資によるデジタルコンテンツの更新を妨げるものではありません。
1-27	P. 6	2	(9)	エ		施設利用料金収入について、「想定を上回った場合」とありますが、その想定とはどのような定義なのでしょう。	事業者提案を踏まえ本市と事業者が協議のうえ設定するものとなります。
1-28	P. 6	2	(9)	エ		施設利用料が想定を大きく上回った場合の「本市への還元」について、還元割合や利用者数基準の考え方を行政側で定める予定があるか、または事業者提案によるのかをご教示ください。	事業者提案を踏まえ本市と事業者が協議のうえ設定するものとなります。
1-29	P. 6	2	(9)	エ		収益還元基準や割合は、事業者提案の評価に関わる重要な要素であるため、これらの基準や還元割合の下限値の目安についてお聞かせください。	現時点で設定していません。
1-30	P. 6	2	(9)	エ	(7)	地元自治会に交付する無料券について、「想定利用者数を見込み」とありますが、大幅に施設の内容が変更になるため、想定利用者数を見込むことは非常に困難だと考えます。この点について、地元自治会に対してのアンケート調査等、想定利用者数を見込むための根拠資料はございますか。	地元自治会に対するアンケート等はございません。提案事業者が想定利用者数を見込んでいただくこととなります。なお、これまでは地元自治会に対して、1,500枚の無料券を配布し、利用率はおおむね6割でした。
1-31	P. 6	2	(9)	エ	(7) (4)	無料券・割引・相互利用等の市民優遇措置に係るコスト補填方法や、想定以上の利用が発生した場合の精算ルールについて、事業者リスクが適正となるよう説明を求めます。想定外の費用発生による収益性悪化を防ぐためです。	地元自治会に交付する無料券については、要求水準書及び事業契約書（案）に定める方法で精算を行います。ただし、ダイアプラン相互利用、障害者割引等については精算を行わない想定としています。
1-32	P. 14	3	(5)	ア		代表企業について、今回地元企業を代表企業としての参画を考えておりますが、施設整備時と運営管理時とは地元企業の業務内容と大きく異なる時期が生じてしまい、それがハードルとなっております。施設整備時と運営管理時とで代表企業を変更することを認めていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、施設整備完了後に維持管理・運営期間中の代表企業を変更する合理的な理由があると市が認めた場合に限り、代表企業を変更できるものとします。

No	該当箇所					質問・意見	回答
1-33	P. 14	3	(5)	ア		特別目的会社を組んだ際の代表企業を当事業期間内に変更する事は可能でしょうか。	ご意見を踏まえ、施設整備完了後に維持管理・運営期間中の代表企業を変更する合理的な理由があると市が認めた場合に限り、代表企業を変更できるものとします。
1-34	P. 14	3	(5)	ア		運営維持管理期間中の改修業務について、運営維持管理企業がご利用者に最適な施設を提供する観点で責任を負うことを想定しております。この時、多様な協力先との連携により、構成企業以外の企業も活用できるよう運用面でご配慮をお願いいたします。品質・コスト・リスク分散などの観点から事業の最適化が可能となるためです。	ご意見として承ります。
1-35	P. 14	3	(5)	ア		「改修業務のうち施工業務・・・担当する企業は構成企業とする」との記載がありますが、改修業務を比較的短期間で完了する建設企業にとって、その後14年以上にわたりSPCの構成企業として出資を継続することは、企業としての負担が大きいのと考えます。改修業務の実施にあたっては、SPCへの出資を伴わない協力企業であっても、十分に適切な施工体制を構築することが可能です。つきましては、改修業務のうち施工業務を担当する企業については、構成企業に限定せず、協力企業としての参画も認めていただけますよう、ご検討をお願いいたします。	各業務（改修業務、維持管理業務及び運営業務）の主要部分については適切な役割を実施いただく観点から、改修業務のうち施工業務を担当する企業については構成企業とすることを原則とします。 ただし、基本協定書（案）第8条第2項において、乙（代表企業及び構成企業）の受託者等（代表企業、構成企業及び協力企業）に対する義務を規定しているところ、乙に協力企業を加えることにより、改修業務のうち施工業務を担当する企業を協力企業とすることができるものとします。
1-36	P. 14	3	(5)	ア		応募者の構成に関する記載において、「施工業務を担当する企業は構成企業とする」と明記されていますが、改修業務のうち施工業務を担う企業については、構成企業に限るのではなく、協力企業としての関与も認めていただけるよう、ご配慮をお願いします。 当社含め、工事後においても相当期間にわたってのSPC構成企業として出資を継続することは、大きな負担となります。施工体制については、SPCの出資者でない協力企業であっても、実績・能力のある企業であれば、十分に適切な体制を構築することが可能であり、品質や安全性の面でも問題はないと考えます。	各業務（改修業務、維持管理業務及び運営業務）の主要部分については適切な役割を実施いただく観点から、改修業務のうち施工業務を担当する企業については構成企業とすることを原則とします。 ただし、基本協定書（案）第8条第2項において、乙（代表企業及び構成企業）の受託者等（代表企業、構成企業及び協力企業）に対する義務を規定しているところ、乙に協力企業を加えることにより、改修業務のうち施工業務を担当する企業を協力企業とすることができるものとします。
1-37	P. 14	3	(5)	ア		統括管理業務のみを行う企業（構成企業）を代表企業とすることも可能との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-38	P. 14	3	(6)	イ		統括管理業務のみを行う企業が応募する場合、当該企業の資格条件は「共通条件」のみを満たすことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-39	P. 17	3	(6)	イ	(4)	「令和7・8年度の本市の入札参加資格（建築工事業、電気工事業）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録がされていない者においては、参加表明書の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること」との記載があります。 しかしながら、本質問・意見の提出時点において、埼玉県入札審査課の共同受付窓口での新規申請受付期間は令和7年8月1日から8月15日までとなっており、当該申請に基づく入札参加資格が有効となる日は令和7年11月1日となっています。現時点で入札参加資格を有しない建設企業にとっては参加表明書の提出期限までに資格登録を完了させることが実質的に不可能です。つきましては、参加企業の間口を広げる観点からも、参加表明書の提出時点で入札参加資格の登録がなくとも、提案書類の提出時点までに当該資格登録が完了していれば要件を満たすものとしていただくことをご検討願います。なお、参加表明書の提出時には、提案書提出までに入札参加資格の取得手続きを行う旨の誓約書を提出することで対応させていただければと存じます。	ご意見に沿った対応とさせていただきます。 ご意見にある令和7年8月15日までに本市が本回答書を公示できなかったことに鑑み、参加表明書の提出期限までに資格登録済みであることを原則としつつ、資格登録が済んでいない場合は「資格登録申請に係る念書」を提出いただく取扱いとします。なお、念書は任意様式とし、内容については概ね「埼玉県の資格登録申請期間内に申請を行うこと」、「プレゼンテーション審査の実施日の前日までに資格登録が分かる書類を市に提出し、提出できなかった場合は本事業から辞退したと見なされることについて異議が無いこと」等となりますが、詳細は市と協議してください。

No	該当箇所					質問・意見	回答
1-40	P. 17	3	(6)	イ	(イ)	個別の資格要件において、施工業務を行う者の少なくとも 1社は「令和7・8年度の本市の入札参加資格（建築工事業、電気工事業）を有していること、または参加表明書提出期限までに資格審査を申請し、当該資格を取得していること」とありますが、参加表明書の提出時点で入札参加資格が未取得であっても、提案書提出時までに登録が完了していれば参加要件を満たすものとして取り扱っていただけますよう、ご配慮をお願いします。（参加表明時には、提案書提出時までに登録書が完了する書面を提出するなどで対応） 埼玉県入札審査課の共同受付窓口における新規申請受付期間は令和7年8月1日から8月15日までとされており、その結果による入札参加資格の発効日は令和7年11月1日となっております。このスケジュールに鑑みると、現時点で資格を有していない建設事業者が、参加表明書の締切までに資格を取得することができず、競争力確保の観点からも、ご検討願います。	ご意見に沿った対応とさせていただきます。 ご意見にある令和7年8月15日までに本市が本回答書を公示できなかったことに鑑み、参加表明書の提出期限までに資格登録済みであることを原則としつつ、資格登録が済んでいない場合は「資格登録申請に係る念書」を提出いただく取扱いとします。なお、念書は任意様式とし、内容については概ね「埼玉県の資格登録申請期間内に申請を行うこと」、「プレゼンテーション審査の実施日の前日までに資格登録が分かる書類を市に提出し、提出できなかった場合は本事業から辞退したと見なされることについて異議が無いこと」等となりますが、詳細は市と協議してください。
1-41	P. 17	3	(6)	イ	(イ)	「令和7・8年度の本市の入札参加資格（建築工事業、電気工事業）の登録がされていること」という要件について、現在の埼玉県入札審査課共同受付窓口での新規申請受付期間は令和7年8月1日～8月15日、資格の有効日が令和7年11月1日となっております。改修工事は現場確認に時間を要し、短期的な判断が出来なく、現時点で資格を有しない企業は参加表明書の提出期限までに資格登録を完了することが実質的に不可能です。 参加表明書の提出時点で入札参加資格の登録がなくとも、提案書提出時点までに資格登録が完了していれば要件を満たす取扱いとすることをご検討ください。 ※提案書提出までに入札参加資格を取得する旨の誓約書等の提出で代替え	ご意見に沿った対応とさせていただきます。 ご意見にある令和7年8月15日までに本市が本回答書を公示できなかったことに鑑み、参加表明書の提出期限までに資格登録済みであることを原則としつつ、資格登録が済んでいない場合は「資格登録申請に係る念書」を提出いただく取扱いとします。なお、念書は任意様式とし、内容については概ね「埼玉県の資格登録申請期間内に申請を行うこと」、「プレゼンテーション審査の実施日の前日までに資格登録が分かる書類を市に提出し、提出できなかった場合は本事業から辞退したと見なされることについて異議が無いこと」等となりますが、詳細は市と協議してください。
1-42	P. 17	3	(6)	イ	(ウ)	「運営業務を行う者」の項目内の記載に、「アスレチックパーク等の事業に関して運営実績」とありますが、「アスレチックパークの機能がある公園等の施設」の実績でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-43	P. 17	3	(6)	イ	(ウ)	「本事業に想定されるアスレチックパーク等の事業に関して運営実績を保有すること」と記載されていますが、一般的なアスレチック機能（遊具や簡易的なアスレチック遊具）を有する公園等の指定管理実績も「運営実績」として認められるのでしょうか。 また、行政として想定する「アスレチックパーク等」の範囲や事例があればご教示ください。	お見込みのとおりです。 後段については、「用語の定義」をご参照ください。
1-44	P. 19	3	(8)	ケ		提案参考価格3,536,114,000円（税込）とあります。 提案参考価格の内訳（設計・建設●●千円、運営・維持管理費●●円）や考え方（提案参考価格の●●～●●が設計・建設等）をご教示下さい。	提案参考価格は、整備・維持管理・運営業務の合計として定めていますが、市の算定根拠は公表しません。
1-45	P. 19	3	(8)	ケ		提案参考価格を超える提案を行った場合でも、失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	総合評価点は、提案内容点を踏まえ、除算式により算出します。 このため、提案内容点によっては、提案価格が提案参考価格を超えると失格となる場合があります。 同様に、提案内容点によっては、提案価格が提案参考価格を下回っている場合でも失格となることがあります。
1-46	P. 20	4	(2)			設立したSPCにおける建設完了後の位置付けについてご質問です。 建設完了後におけるSPCの存続義務や契約関係上の取り扱いが不明確に思われるため、ご教示ください。 また、代表構成員について、当初は建設会社が代表となるものの、建設完了後は運営の専門性を有する企業に代表権を移すこと等の代表構成員の変更（運営段階での切替）は認められるか、認められる場合の条件や手続きもあわせてご教示ください。なお、代表構成員の変更が認められた場合、事業契約や契約保証に関する義務・責任がどのように引き継がれるか（例：再契約・保証契約の再締結・実績要件の再審査等）についても、あわせてご教示ください。	建設完了後についてもSPCは存続義務があります。事業契約書（案）第75条第6号を参照してください。 後段について、施設整備完了後に維持管理・運営期間中の代表企業を変更する合理的な理由があると市が認めた場合に限り、代表企業を変更できるものとします。条件及び手続きについては、事業契約書（案）第75条第4号及び基本協定書（案）第5条を参照してください。記載のないものは別途協議事項とします。

No	該当箇所					質問・意見	回答
1-47	P. 20	4	(2)			経営再編・出資者変更時の手続きの透明性確保のため、SPC株式譲渡等の市への事前承諾について、判断基準、審査期間、不可となる合理的な理由を明確にしてください。	現時点であらかじめ詳細にお答えできません。
1-48	P. 20	4	(2)			SPC出資や経営再編時等の市承認手続の迅速化・明確化、および不可の場合の基準や理由の説明を求めます。	現時点であらかじめ詳細にお答えできません。
1-49	P. 20	4	(5)			貴市の議会で議決されず、事業契約が締結できない場合は、貴市のリスク分担であり費用負担をしていただくという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-50	P. 21	4	(7)			資金調達や事務負担軽減のため、契約保証金の履行保証保険や銀行保証等での代替時、必要書類や認定基準、承認手続を明確にしてください。	事業契約書（案）第10条をご参照ください。
1-51	P. 22	5	(2)			事業継続困難時における市との協議・権利義務整理・損失補填等の手順やルールを明確にしてください。	事業契約書（案）第63～72条をご参照ください。

2 要求水準書（案）							
2-1	用語					アスレチックパーク等で定義される規模（台数や仕様）についてご教示ください。 あまりにも小規模な設備での運営実績では事業者としては適切ではないと思案します。	アスレチックパーク等の台数・仕様については、本市では定義せず、民間事業者の提案によるものとします。 要求水準書(案)P. 15ウ(7)に記載した基本コンセプトを踏まえ、P. 16(イ)a「アスレチック機能等」、P. 23ウ「諸室」等を参考に、適切な規模のアスレチックパーク等をご提案ください。
2-2	P. 4	2	(4)			「リニューアル施設の運営開始日については、民間事業者の提案を踏まえて変更となる可能性もあり、令和11年1月からの運営開始時期を義務付けるものではない。」とありますが、運営開始日を前倒し又は後倒しした場合、運営時期も前倒し又は後倒しの期間分短縮もしくは延長されて終了することになるのでしょうか。	運営の終了時期は令和25年3月31日で固定となります。
2-3	P. 4	2	(4)			「プレオープンの実施に係る提案を行うことができる」とありますが、プレオープンとはオープンセレモニー前に開催するものであると理解してよろしいでしょうか。また、開催の有無に合わせて、その詳細内容（開催日、招待人数等）については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-4	P. 6	2	(2)			モニタリングや報告義務の範囲や頻度について、標準化・省力化・電子化等による運用方針を明記し、運営負担の軽減策を示してください。想定を超える過重な事務作業の抑制と効率的な運営のためです。	今後、モニタリング基本計画においてお示しする予定です。
2-5	P. 7	3	(2)	イ		施工、解体事業者が実施するモニタリングの期間や仕事量についてどの程度想定すればよろしいでしょうか、ご教授お願いいたします。	今後、モニタリング基本計画においてお示しする予定です。
2-6	P. 7	3	(5)	イ		「本市は、要求水準を変更する場合、事前に選定事業者に通知する」との記載がありますが、通知のみで一方的に要求水準が変更されることは、契約関係上、事業者にとって著しく不公平な取り扱いとなるおそれがあります。要求水準の変更は、業務内容やコスト構造に直接的な影響を及ぼす事項であるため、市と選定事業者との協議により合意の上で実施されるべきものと考えます。 つきましては、当該条項については「市と選定事業者との協議を経て、合意に至った場合に変更可能」といった趣旨に修正していただけますよう、強く要望します。	ご意見を踏まえ、修正します。
2-7	P. 8	3	(7)	ア		「業務責任者は、当該業務実施期間中において常勤とする。」とありますが、雇用形態（正社員・契約社員等）は問わないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-8	P. 8	3	(7)	ア		「業務責任者は、当該業務実施期間中において常勤とする」との記載がありますが、「設計業務責任者」に関しては、当該設計業務実施期間中において、必要に応じて打ち合わせ等の際に現場へ赴く体制を確保していれば足りると理解しておりますが、この理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-9	P. 8	3	(7)	ア		「本施設の運営時間中は、館長または副館長のうち少なくとも1名は勤務していなければならない」との記載がありますが、仮に開館時間が9時から22時までと長時間にわたる場合、その全時間帯において館長または副館長が常駐することは、勤務実態として現実的ではないと考えられます。そのため、「開館日において、館長または副館長のいずれか1名が勤務していれば足りる」との理解で差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-10	P. 8	3	(7)	ア		館長及び副館長は業務責任者と兼務は可能でしょうか。	可能です。
2-11	P. 9	3	(7)	ア		館長を補佐する副館長を複数名とし、とありますが、副館長と業務責任者との兼務は可能でしょうか。	可能です。
2-12	P. 14	4	(1)	イ		劣化診断調査報告書に記載があります、改修工事費の積算については、貴市の積算基準に基づいて積算されたのでしょうか。それとも業者からの見積もりをベースにされたのでしょうか。	調査事業者からの見積書に基づきます。
2-13	P. 14	4	(1)	イ		改修業務の中に、ZEB化に関する記述がありません。貴市では「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明されておりますが、本施設のZEB化についてはどのようにお考えでしょうか。	本施設においてはZEB化の検討をしておりますませんが、環境負荷低減に関しては事業者選定基準における評価項目としていることにご留意ください。
2-14	P. 14	4	(1)	イ	(ア)	既存部分の躯体に耐震性を損なう劣化が生じた際の対策費は別途負担として考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-15	P. 15	4	(1)	イ	(イ)	設備工事には、「余熱利用の設備」も含まれているのでしょうか。また、含まれていない場合には、契約期間中問題なく使える状況にあるのでしょうか。	余熱利用の設備を含みます。 また、余熱については事業期間に渡って使用できる予定です。 余熱供給条件については、要求水準書（案）別紙4をご参照ください。
2-16	P. 15	4	(1)	イ	(ウ)	「什器備品類」の購入費用は改修業務に関する費用として様式集(様式10-11、10-12、10-14)及び事業契約書(案)別紙2に記載の「改修サービス購入料(サービス購入料A)」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-17	P. 15	4	(1)	イ	(ウ)	「本施設において使用している什器備品を、引き続き使用することができる」とありますが、この場合、無償でご提供いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-18	P. 15	4	(1)	イ	(ウ)	「不要な什器備品の撤去・廃棄に係る費用については・・・サービス購入料として選定事業者に支払う」とありますが、廃掃法において建物に固着されていない什器備品及び汚水処理施設の汚泥等は事業者で処分することが出来ないと理解しています。貴市において撤去・廃棄する方法について、どの様な方法を想定しているのかご教示ください。	廃棄物の処理については、廃掃法等の法律ののっとって実施を想定しています。事業者で処分できない什器等について、有価物に関する処分については、本市と協議をしてください。また、本市で直接処分する必要があるものについては、本市が処分します。
2-19	P. 15	4	(1)	イ	(ウ)	事業者側で不要と判断された既存什器類の撤去費用は提案時の予算とは別に精算して頂けるとの解釈で宜しいでしょうか。それともご提案時の予算に盛込むものとして考えるべきであるという事でしょうか。	廃棄物の処理については、廃掃法等の法律ののっとって実施を想定していますので、事業者で処分できる什器等については予算に盛り込んでください。 他方、本市で直接処分する必要があるものについては、本市が処分しますので、予算には盛り込まないでください。
2-20	P. 15	4	(1)	ウ		「『すべての市民が心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け誰一人取り残さない、社会変化を先取りした実効性のある取り組みを推進すること』に留意」とあります。 16ページ以降に記載されている、機能導入についての要素が、“社会変化を先取りした実効性のある取り組み”であるという認識で合っておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-21	P. 15	4	(1)	ウ	(ア)	施設の基本コンセプトとして、「多様な人々が相互に支え合い。多世代が楽しみながら健康づくりを行うことができる次世代型・全世代型の拠点」とあります。アスレチックは、主に子供から運動能力がある壮年までのサービスと思われま す。eスポーツについて、単独で高齢者が楽しむコンテンツであるかどうかという点において、また、このメインの二つの機能をもって【次世代型】【全世代型】となりうる根拠をご教示ください。	改修後の本施設を全体として全世代型及び次世代型にすることを想定しています。 また、確かにデジタルコンテンツの整備を想定していますが、デジタルコンテンツにeスポーツが含まれると考えられるものの、必ずしもeスポーツを実施しなければならないとの記載はありません。 さらに、アスレチック機能等には、子どもから大人までが使えるアスレチックのほか、体力維持や機能回復を目的とした高齢者や障がい者等が利用可能なリハビリ機器・健康遊具等のアスレチック設備や、運動プログラムのようなアスレチック機能なども想定しており、施設全体をもって【次世代型】【全世代型】の施設となることを想定しています。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-22	P. 16	4	(1)	ウ	(ア)	「年齢・性別(～中略～)国籍の別に関わらず多様な人が利用」とあります。 「国籍の別に関わらず」という点について、スタッフの配置においても、多言語対応の体制を構築するということでしょうか。	「利用」とは、スタッフではなく利用者が「利用」することを意味しています。 また、国内在住者の利用を想定しており、多言語で案内できる運営体制を必須とするものではありませんが、利用に配慮されることが望ましいと考えます。
2-23	P. 16	4	(1)	ウ	(イ)	「施設改修にあたっては、民間事業者の自由な発想に基づく提案を期待している」とあります。 貴市にて想定されている、アスレチック機能と、デジタルコンテンツとしてのeスポーツ機能の、それぞれの規模・床面積をご教示ください。 また、「自由な発想」については、上記以外の残りの床面積上で展開する、その発想を反映したコンテンツを提案していくという理解で合っておりますでしょうか。	各機能の規模・床面積は本市として想定しておらず、民間事業者の自由な発想に基づく提案を期待しています。
2-24	P. 16	4	(1)	ウ	(イ)	プールを廃止してアスレチックに変更するとのことですが、プールの気積は大きく、空調についての負荷も大きいかと存じます。こちらの点について、貴市のご見解を頂戴できますでしょうか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、高さを活かして運動により楽しみながら身体機能の維持・向上が図れるアスレチック機能等を整備することを踏まえ、事業者が提案することとしています。
2-25	P. 17	4	(1)	ウ	(イ)	デジタル技術を活用した健康増進・交流促進機能においてはeスポーツも対象として考えておりますが、「多様な人が利用」するだけでなく、特定の年齢層に人気あるeスポーツの導入は可能でしょうか。	改修後の本施設を全体として全世代型及び次世代型にすることを想定していますので、一部のエリアに特定の年齢層をターゲットとした機能を導入することは可能です。
2-26	P. 19	4	(3)	ア	(イ)	「今回の施設改修にあたって、ある程度推定により設定した内容も含まれている」との記載がありますが、適切に事業費を算出するために、推定により設定された具体的項目を可能な限りご教示願います。	今回の施設改修にあたっては、新たなコンテンツ導入に関して、民間事業者からの提案にもとづく改修を行うものとしているため、提案参考額を設定しています。
2-27	P. 22	4	(4)			施設内、外構、諸室については詳細な記載がありますが、駐車場についての記載がありませんでした。 駐車場は改修計画の対象外と考えてよろしいですか。 対象であれば、その仕様についてご教授お願いいたします。	駐車場については「外構」に準じた水準とします。
2-28	P. 22	4	(4)			プールや浴室は室内で水を使うので、屋根や外壁からの漏水が発生しても、その規模や頻度によっては影響が少ない場合もあると思われます。本年3月末までの運営期間中に、漏水が発生していた場所、もしくは漏水のような兆候が見受けられる箇所があれば、ご教授お願いいたします。	特段ありません。
2-29	P. 22	4	(4)			差支えが無ければ、館内エレベーターの保守点検を行っていた業者様をご教授お願いいたします。	ジャパンエレベーターサービス城西株式会社様です。
2-30	P. 22	4	(4)			本年3月末までの運営期間中に、消防設備等の不具合や中央監視装置等の施設管理機器の誤作動が起りやすい機器など、もしくはその兆候が見受けられるような箇所等があれば、ご教授お願いいたします。	特段ありません。
2-31	P. 22	4	(4)			本事業は改修後15年間の運用を想定されていますが、トイレの和便器は損傷がなく、継続利用できれば、洋便器へ交換する義務はないと考えてよいですか。	和便器を利用できない障害・疾病のある方、外国籍の方等が利用することが想定されるため、洋便器への交換はユニバーサルデザインに係る評価内容を構成しますが、洋便器へ交換することを義務としていません。
2-32	P. 22	4	(4)	ア		「複数言語によるサイン」とありますが、実際にニーズがある言語としてはどの言語を想定すればよろしいでしょうか。	民間事業者の提案事項となります。
2-33	P. 22	4	(4)	イ		「周辺環境と調和し、かつ市民等の関心を惹き付ける外構を有すること」とあります。 市民の関心を惹き付ける外構とはどういったことを指すのかご教示ください。	民間事業者の提案事項となります。
2-34	P. 22	4	(4)	イ		現在駐車場になっている部分について、今後確保すべき駐車台数はございますか。 また、現在駐車場床下はピットになっておりますが、駐車場の改修は見込んでおりますでしょうか。 さらに、駐車場の外構に関して、新たなご提案をさせて頂くことは可能でしょうか。その際に、提案が可能な範囲がございましたら、ご教示ください。	整備する機能、想定する利用者数と整合した台数をご提案ください。 駐車場は床下が調整池となっており、廃止ができないほか、駐車場の閉鎖は想定していませんが、外構も含め、改修の提案を承ることはできます。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-35	P. 22	4	(4)	イ		「本施設1階正面エントランス前のオープンスペースについては、稲荷山公園駅と本施設をつなぐ関係性及び連続性に留意した魅力ある外構とすること」とあります。 エントランス前のオープンスペースとは、現状ドライエリアとなっている部分を指しますでしょうか。 また、「駅と本施設をつなぐ関係性及び連続性に留意」という内容につきまして、注意・留意すべき点をご教示ください。	ドライエリアは、1階正面エントランスの真裏にあります。 1階正面エントランス前のオープンスペースに係る要求水準については記載のとおりとなります。
2-36	P. 22	4	(4)	イ		既存の外構植栽図をご提示いただけますでしょうか。 また、今後に残すべき植栽等がございましたら、ご教示ください。	竣工時の外構工事竣工図を閲覧できますので、担当課までご連絡ください。 なお、後段については特段ありません。
2-37	P. 23	4	(4)	ウ		諸室について、各階共通して、対象が「子どもとその家族」となっております。これは、コンセプトの“全世代型の拠点”と乖離がみられ、全世代としての高齢者や乳幼児などが、その対象から外れているように感じられますが、諸室の対象者を全世代に広げるためのコンテンツはございますか。もしくは、諸室を全世代対象とするためのコンテンツについては、各社が提案をするということでしょうか。 また、全世代と在りますので、「子供とその家族」以外に、単身世帯や高齢者といった方々の利用も想定されますが、上記の方々も対象に含めた、全世代・次世代を視野に入れたコンテンツの提案は、事業者側で行うという理解で合っておりますでしょうか。	改修後の本施設を全体として全世代型にすることを想定しており、諸室については「子どもとその家族」を対象としています。「子どもとその家族」のうち、「その家族」には高齢者が含まれますが、乳幼児等を対象とするかどうかについては、民間事業者の提案事項となります。 後段についてはお見込みのとおりです。
2-38	P. 23	4	(4)	ウ		諸室へのアスレチック機能やデジタル機器の導入にあたり、機器選定によっては、構造的な荷重などの再計算・再検討が必要と思われますが、原設計における積載荷重などの構造条件をご教示ください。	竣工時の構造計算書を閲覧できますので、担当課までご連絡ください。
2-39	P. 23	4	(4)	ウ		今回の諸室改修の際に、貴市にて要望される耐震性能はございますか。	特段ありません。
2-40	P. 23	4	(4)	ウ		諸室の機能向上のために、増築が発生するようなご提案をさせて頂くことは可能でしょうか。	増築の提案を行うことはできません。
2-41	P. 23	4	(4)	ウ		1階部分については、一部の壁の撤去に関する記載がありませんが、構造上問題なければ一部の壁の撤去も可能であると理解してよろしいでしょうか。 また、可能である場合撤去可能な壁の位置やそれに関する資料等をご提示願います。	お見込みのとおりです。 また、竣工時の構造計算書を閲覧できますので、担当課までご連絡ください。
2-42	P. 23	4	(4)	ウ		2，3階同様に、1階のコンクリート壁、ブロック壁についても、構造検討報告書がありましたら、開示をお願いいたします。	1階部分の構造検討書はありません。
2-43	P. 23	4	(4)	ウ	(ア)	既存プールについて、「乳幼児が安全・安心に過ごすことができ～」とあります。 同項目内に、既存プールにはアスレチック機能を整備するとの記載がありますが、乳幼児が利用可能なアスレチック機能を設置することを指すのか、それとも別途乳幼児を預けるスペースを既存プール内に新設するという主旨なのか、ご教示ください。	各項目の黒ポツはそれぞれ独立していますので、アスレチック機能等とは別に乳幼児が安全・安心に過ごせる機能を整備してください。なお、ご質問にある「乳幼児を預けるスペース」とは記載していません。
2-44	P. 23	4	(4)	ウ	(ア)	トップライトは撤去予定となっておりますが、アルミサッシュのフレームを活用することは可能でしょうか。	可能です。
2-45	P. 23	4	(4)	ウ	(ア)	1階の「既存事務室、休憩室、更衣室、軽食喫茶室およびデイサービスルーム」のエリアにて、想定されている事務員数や、スタッフ、ボランティアなどの人数及び配置について、ご教示ください。	民間事業者の提案事項となります。
2-46	P. 24	4	(4)	ウ	(ア)	「既存軽食喫茶室に、自主事業としての飲食機能等のサービス機能を整備する場合」とあります。 既存軽食喫茶室のスペースを広げる、もしくはエリアの一部を閉鎖するなどといったご提案は可能でしょうか。 また、1階で、既存のプールからアスレチック機能に置き換えない場所について、不特定多数が訪れやすい機能を持った商業施設(例：レストランや健康増進のショップなど)に用途変換することは可能でしょうか。	前段については可能です。 後段については、プールエリアは必須提案事業としていますので、ご質問の商業施設を整備することはできません。また、1階のその他のエリアについては、自主事業としてレストラン等の機能を導入することが可能ですが、本施設の必須提案事業又は任意提案事業の利用者のための機能をご提案ください。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-47	P. 24	4	(4)	ウ	(ア)	「既存デイサービスルームの既設浴室、キッチンについては、これらを利用しない場合は～」とあります。 既存設備を現状のまま利用するかどうかは、提案者の判断ということで合っておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-48	P. 24	4	(4)	ウ	(イ)	2階の既存トレーニングルーム、レクリエーションルーム、研修室および会議室等について、「子どもとその家族を対象とし(～中略～)アスレチック機能等、デジタル技術を活用した健康増進・交流促進機能」とあります。 上記の機能を優先し、既存のトレーニングルーム等としての用途では今後使用しないということでしょうか。現在と変わらずに、多目的な空間として残すことは可能かどうかご教示ください。	従来型（非デジタル技術の活用）のトレーニングルームは廃止することとしていますが、新たな（デジタル技術を活用）トレーニング機能を導入することや、従来型のトレーニング機能と新たなトレーニング機能を組み合わせた提案は可能です。また、当該エリアをそのまま残す提案を行うことは可能です。
2-49	P. 24	4	(4)	ウ	(イ) (ウ)	一部の壁の撤去について記載がありますが、「構造検討報告書」にて検討対象外の壁については、構造的な撤去可否は未確認である、という理解でよろしいでしょうか。 また、既存の構造設計図等から撤去に支障がないと見込まれる壁について、撤去を前提とした提案を行っても差し支えないでしょうか。	前段及び後段について、お見込みのとおりです。
2-50	P. 24	4	(4)	ウ	(ウ)	3階の既存浴室、大広間及び談話室等について、2階と同様に、「子どもとその家族を対象とし(～中略～)アスレチック機能等、デジタル技術を活用した健康増進・交流促進機能」とあります。 上記の機能を優先し、既存の浴室等としての用途では今後使用しないということでしょうか。浴室と大広間に、健康増進のための機能、もしくは交流機能を持たせて、現在と変わらずに設備を残しておくような提案は可能でしょうか。 P. 41 エ イウ以外の機能運営業務の項で、 「必ずしも機器や設備の整備だけではない。実効性ととも経済性にも配慮し、例えば設備等を何ら整備しない部屋においてフラダンスやヨガを行うことも妨げない」と後述されておりますので、フラダンスやヨガなどの用途として提案することが可能である場合、浴室も残すことは可能ではないかと考えております。	浴室については機能廃止することとしています。 大広間については、現在の設備を残した提案を行うことは可能です。
2-51	P. 24	4	(4)	ウ	(ウ)	3階において、どこまでアスレチック機能とするか、どこまでデジタルコンテンツの機能にするかといった、面積的な制限や用途の制限などがありましたら、ご教示ください。	特段ありません。民間事業者の提案事項となります。
2-52	P. 25	4	(4)	ウ	(エ)	4階(屋上)について、「市民の健康増進(～中略～)整備することができ。」とあります。 整備の際に、新たに日よけや庇等を設けることは可能でしょうか。	可能です。
2-53	P. 26	5				設備・建物の修繕・更新等に係る費用負担区分（通常修繕・予防保全・突発的更新等）を明確にしてください。維持管理費用の適正な見積りとリスク管理のためです。	令和5年度に実施した劣化状況調査によって明らかとならなかった施設の不具合、及び当該調査に基づき策定した長期修繕計画に基づく通常修繕及び予防保全として想定され得ない突発的修繕については、本市の分担となります。
2-54	P. 30	5	(3)	オ		利用者の安全が確保されていれば、警備の方法は事業者の提案に委ねて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-55	P. 32	5	(3)	カ	(ア)	「長期修繕計画は、業務終了後1年間に、大規模な修繕が発生しないよう留意した計画とすること。」とありますが、本事業終了後の本施設の取り扱いの予定についてご教示願います。 本事業以降の施設の稼働予定により、長期修繕計画作成の考え方が変わります。	本事業終了後の本施設の取扱いはい未定ですが、本事業において導入した機能については引き続き維持することを想定した計画としてください。
2-56	P. 32	5	(3)	カ	(ア)	「選定事業者は、自ら事業期間における長期修繕計画書を作成し、」とありますが、公表資料を基に計画した修繕業務を行っていたにも関わらず追加が必要となる修繕業務（例えば、外壁の全面打診により必要となったタイルの補修工事等）に要する増額費用については別途市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-57	P. 33	5	(3)	カ	(イ)	本項において、コンテンツの更新は選定事業者からの提案に基づくものであり、更新費用は原則として本市負担とされていますが、以下について確認させてください。 ① コンテンツの更新は何年ごと、あるいはどのような基準での実施を想定されていますか。 ② 「原則として本市負担」とありますが、例外的に事業者負担となるケース（更新頻度が過剰等）は想定されていますか。 ③ 「変更契約を都度締結」とありますが、その都度の手続き負担や判断基準について具体的な運用イメージをご教示ください。	①更新スパンについては想定しておりません。コンテンツの陳腐化、利用者数の減少が基準になると想定しています。 ②更新するコンテンツの一部を自主事業に活用する場合などを想定しています。 ③更新に当たって必要な費用の積算、見積書の作成、更新の必要性についての根拠資料を選定事業者へ提出いただくこととなります。本市ではこれらの妥当性、経済性等を判断することとなります。
2-58	P. 33	5	(3)	ク		駐車場の管理運用について、パーキングシステムを導入し有料化の計画は可能でしょうか。また、稲荷山公園桜まつり時の駐車場管理は、今までどのようにしていたのか、ご教示ください。	前段についてはお見込みのとおりです。 また、桜まつりの来場者・関係者は本施設の駐車場を利用できません。警備員が利用目的を確認した上で、桜まつりの来場者等の利用はお断りしていました。
2-59	P. 38	6	(5)			貴市（コンサル事業者）が想定している利用料金収入と利用者数についてご教示下さい。	利用料金収入については、本市は受益者負担割合の考え方を提示し、その範囲内で民間事業者が利用料金を提案することとしています。 なお、お示しした受益者負担割合の計算式における分母「維持管理・運営サービス購入料」は誤りであり、正しくは「維持管理業務(修繕・更新業務を除く)及び運営業務に係る経費」ですので、修正いたします。 利用者数についても、整備するアスレチックパーク等やデジタルコンテンツに対応した適切な利用者数をご提案ください。 本施設における令和6年度の利用者数については、別紙5にお示ししていますので、適宜参考としてください。
2-60	P. 38	6	(5)			県内で屋内アスレチック施設機能がある「和光市総合児童センター」「戸田市立児童センター」はともに利用料は無料となっております。また、貴市の智光山公園の中にもアスレチック機能がありますが、こちらも利用料は無料となっております。その点を踏まえると、多くの方に利用していただく公共施設としてはアスレチック機能で受益者負担割合30～70%という目標は非常に高いハードルかと思いますが、貴市ではどのようにお考えでしょうか。	本施設は、遊技場ではなく健康増進・交流促進施設であり、健康無関心層への訴求及び健康格差の是正を目的とするものであり、また多様性にも配慮した全世代型・次世代型としています。一方、民業との類似性も認められることから、一定の受益者負担を求めることとしています。
2-61	P. 38	6	(5)			公共施設でeスポーツを行っている施設では利用料金が400円の施設があります。狭山市内の民間事業者でeスポーツ教室を行っている施設では月会費9,900円（別途入会金16,500円）です。こちらも受益者負担割合30～70%という目標は非常に高いハードルかと思いますが、貴市ではどのようにお考えでしょうか。	本施設は、遊技場ではなく健康増進・交流促進施設であり、健康無関心層への訴求及び健康格差の是正を目的とするものであり、また多様性にも配慮した全世代型・次世代型としています。一方、民業との類似性も認められることから、一定の受益者負担を求めることとしています。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-62	P. 38	6	(5)			「受益者負担の考え方（30％～70％程度）」と記載されていますが、当方では施設運営全体の収支計画を立てるうえで、より明確な受益者負担比率の想定が必要です。行政として、本事業における受益者負担の想定比率（例：70％寄りなのか30％寄りなのか等）を具体的に想定されている場合はご教示ください。 また、具体的な収支構造のイメージを把握したいと考えております。 つきましては、本事業における以下の点について行政としての想定や参考情報があればご教示ください： ① 利用料金（大人・子ども別等）の想定水準および料金体系（例：時間制／フリーパス制／アトラクション単位課金など） ② 来場者数の想定（1日あたり、年間等）や、料金収入を算出するうえでの前提値 ③ 仮に収益成立を民間判断に委ねる場合でも、行政として「収益モデルが成り立つ」と想定する根拠（市場調査・他事例・競合比較など）があればご教示ください。 ④ 特にアスレチックパーク機能に関しては、近隣に新設された民間施設（川越市）との競合が想定され、民業圧迫の観点から慎重な検討が必要と考えますが、施設計画上の差別化や民業圧迫への対応に関する市の見解をご教示ください。	①②本市として想定しておらず、民間事業者の提案事項となります。 ③特段ありません。 ④本施設は、遊技場ではなく健康増進・交流促進施設であり、健康無関心層への訴求及び健康格差の是正を目的とするものであり、また多様性にも配慮した全世代型・次世代型としています。一方、民業との類似性も認められることから、一定の受益者負担を求めることとしています。
2-63	P. 40	6	(7)	ア		「利用者からの苦情、見学者（国、地方公共団体等の議員・職員を含む）への対応などについても適切に行うこと。」とありますが、国・地方公共団体等の議員・職員からの見学申し込みについては貴市が窓口となり、事業者は説明補助等として対応し、貴市が主体となって見学対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-64	P. 41	6	(7)	ウ		「デジタル技術を活用した健康増進・交流促進機能運営業務」の項目において、「選定事業者に求められるのは、老若男女、障害の有無（～中略～）互いに交流でき、かつまた来たいと思う仕掛けを作ること。」とあります。 上記の仕掛けとは、建築・空間的な仕掛けなのか、料金体系なのか、それともコンテンツなのか、ご教示ください。 また、仕掛けについては、諸室の項において、「子どもとその家族を対象」とする指定がございますが、全世代が交流できるコンテンツを、提案者側で提示することでしょうか。	前段については、ご質問にある事項のいずれも含まれます。 後段については、「子どもとその家族」のうち、「その家族」には高齢者が含まれます。また、全世代対象となる内容については、民間事業者の提案事項となりますが、改修後の本施設を全体として全世代型にすることを想定していることにご留意ください。
2-65	P. 43	6	(7)	キ	(キ)	「災害時等に本市が緊急に避難場所として本施設を使用する」とありますが、本施設は指定緊急避難場所または指定避難所とする計画でしょうか。	本施設を指定緊急避難場所又は指定避難所とする想定はありません。
2-66	P. 43	6	(7)	キ	(キ)	避難所となっているものの、避難所機能を満たすための設備導入は本事業に含まれないとのことですが、避難所としての機能維持に必要な最低限の設備（非常用電源、備蓄倉庫など）の整備について、事業者の提案範囲として検討すべきなのか、または、市が別途予算措置を行うのか、確認させていただきます。	避難所としての機能維持に必要な最低限の設備の整備については、事業者提案とはなりません。 利用者数を想定する中で、当該利用者が帰宅困難等となった場合に、一時的に滞在可能な必要最低限の資機材等をご提案ください。
2-67	P. 43	6	(7)	キ	(ク)	災害時における帰宅困難者受入れに関して、受入可能人数の目安や備蓄等の最低条件がある場合はご教示ください。	本施設は指定避難所となっていないため、収容人数の目安はありません。
2-68	別紙3					こちらに記載されている備品は、すでに施設にあり使用ができる状態であるという認識でよろしいでしょうか。	使用できない什器備品も含まれています。
2-69	別紙3					一部の物置のみ「撤去・移設せず現況を維持すること」と記載がありますが、それ以外の物置や棚等については、中身は既に空の状態であり、事業者の提案により撤去等が可能であると理解してよろしいでしょうか。	中身があるものがありますが、事業者の提案により撤去することが可能です。
2-70	別紙3					「デスクトップPC」や「PCサーバ」については、事業者の提案により撤去する場合、データ類の処分は既に完了していると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所					質問・意見	回答
2-71	別紙5					過去の指定管理者の運営維持管理経費（自主事業・指定管理事業に分けた収支）や人員体制・修繕履歴・更新履歴をお示し頂きたい。転用できる設備・機器等の判断や体制構築の際の材料とするためです。	運営維持管理経費については、「別紙6」として資料を追加します。その他の資料については、公表済みのものを除き不存在です。

3 事業者選定基準							
3-1	P.4	4	(3)			総合評価点の算出計算式についてお聞きます。 提案内容点を獲得している場合、提案者の提案価格が提案参考価格を超えた場合でも、総合評価点が算出されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3-2						本項に記載の提案参考価格について、「提案参考価格を超える提案を妨げるものではない」との記載がありますが、提案内容と提案価格をそれぞれ公平に評価いただくために、提案内容評価時は提案価格を伏せたうえで評価いただき、提案価格が安価であるほど提案内容点も付随して高得点にしてしまう考えの評価とならないようご配慮をお願いします。	ご意見として承ります。
3-3						過度な価格競争によるサービス品質低下やリスク拡大防止のため、提案参考価格超過時の評価方法や最終契約交渉時のコストダウン要請リスクなど、過度な値下げ要請が発生しないようご配慮ください。	ご意見として承ります。

4 様式集							
4-1	5-2					代表企業が統括管理業務のみを行う場合、「その他業務（統括管理業務）にあたる者」として欄を追加して記載するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-2	5-3					「グループ名」とは事業者が設定するものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、その他の様式についても同様のグループ名を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-3	5-4					復代理人を定める場合、本様式に押印する受任者使用印鑑を用いて以降の様式に記載できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-4	8-1					様式8-1、8-2、9-1、9-2については提出部数が「正1部」となっていますが、これらの様式はその他の様式と併せてファイリングして正本として提出するものと理解してよろしいでしょうか。	表外に記載のあるとおり、「正1部、副20部」となっているものは一塊のものとしてファイリングし、その他の資料とは別ファイルとしてください。 「正1部」となっている資料のみ、独立にまとめて綴じ込んでください。
4-5	8-1					提出書類に「電子データ（CD-R）」がありますが、保存データはPDFとするものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-6	8-1					正本及び副本のファイリングに当たり、ファイルの種類やインデックスの有無等にご指定はございますでしょうか。	特段ありません。任意のもので結構です。
4-7	8-1					副本を作成する際、グループを組成する企業名等の記載を避ける形で「構成企業A」等と記載して作成してよろしいでしょうか。 また、正本を作成する際、副本と同様の提案書類に企業対応表を添付する形で作成してよろしいでしょうか。	プレゼンテーション審査においては、事業者名を選定委員会委員に公開しますので、正本・副本いずれも「構成企業A」等と省略せず、事業者名を正確に記載してください。ただし、「株式会社」を「株」と省略する等、省略しても内容を了知できる場合は省略して構いません。
4-8	10-1					提案書の体裁等につきまして、「表紙、目次及び用語集を除き、50ページ以内とすること。」とありますが、各項目ごとに枚数制限は設定されていないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-9	10-1					提案書の体裁等につきまして、添付資料を付することは可能でしょうか。また、可能な場合、50ページの枚数制限には含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	資料についても提案書を構成するものとして50ページ以内としてください。

No	該当箇所					質問・意見	回答
4-10	10-1					提案書の体裁等につきまして、 ・余白の大きさ ・記載する提案内容を囲う枠の有無 ・文字のフォントと大きさ ・各ページへのグループ名の記載の有無 にそれぞれご指定はございますでしょうか。	特段ありません。任意のもので結構です。
4-11	10-2					SPCの出資構成について、本様式は副本にも含まれる様式である点から、出資者名は「構成企業A」等として企業名の記載を避ける形で記載するものと理解してよろしいでしょうか。	プレゼンテーション審査においては、事業者名を選定委員会委員に公開しますので、正本・副本いずれも「構成企業A」等と省略せず、事業者名を正確に記載してください。ただし、「株式会社」を「株」と省略する等、省略しても内容を了知できる場合は省略して構いません。
4-12	10-3					必要に応じて、項目・行を追加することは可能でしょうか。	可能です。
4-13	10-5					「四半期費用」「年間費用」についてはそれぞれ平均金額を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 基本協定書（案）							
5-1	P. 3	第5条	第2項	第3号		「事業者の各株主は、…その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない」との記載がありますが、合併・会社分割等による包括承継は、一般的に企業の経営判断やグループ再編の一環として行われるものであり、株主単独でコントロールできる性質のものではありません。このような不可避かつ法的に認められた企業活動にまで一律の制限を課すことは、契約実務の観点からも適切ではなく、過度な規定であると考えます。また、市が契約主体であるとはいえ、本事業は、事業契約書（案）の冒頭にあるとおり、市と事業者がそれぞれ対等な立場において合意のもと締結する契約であり、一方的に民間事業者の経済活動を制限するような条項は、契約の公正性および妥当性を欠くものといわざるを得ません。したがって、合併・会社分割等による包括承継については、「事前の報告を要する」といった、合理的かつ現実的な運用を可能とする表現への修正を強く要望します。	ご意見を踏まえ、「包括承継を含まない」に修正します。
5-2	P. 5	第10条	第1項			念の為の確認にはなりますが、「本事業の優先交渉権者の決定手続に関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、甲と事業者が事業契約の仮契約又は本契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、提案書類に記載された本事業に係るサービス購入料の合計額の100分の10に相当する金額を、甲への違約金として支払う」とありますが、当該違約金の支払対象は、基本協定書（案）2条定義にて定義されている「優先交渉者」であり、「事業者」ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6 事業契約書（案）							
6-1	P. 3	第7条	第4項			「各本件業務の一部を第三者に請け負わせたときは、当該下請負人の名称その他必要な事項を市に通知」とありますが、この対象は「一次下請」のみであり、二次以降は該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	二次下請を含む全ての下請負人が対象となります。
6-2	P. 4	第9条	第1項			貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-3	P. 4	第10条				「事業者は、本事業契約の締結日の1週間前までに……保証を付さなければならない」との記載がありますが、ここでいう「本事業契約の締結日」とは、「仮契約が狭山市議会の議決を得たとき」と理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	該当箇所					質問・意見	回答
6-4	P. 4	第10条				「事業者は、本事業契約の締結日の1週間前までに…保証を付さなければならない」との記載がありますが、履行保証保険契約を締結する場合、事業者（SPC）単体では保険契約を締結できないことが想定されます。そのため、構成企業が市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する形態でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
6-5	P. 5	第13条	第4項			貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-6	P. 5	第14条				「事業者は・・・維持管理運営業務第三者賠償責任保険等必要な保険に加入」との記載がありますが、維持管理運営期間において、火災保険の付保は不要と理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-7	P. 6	第15条				「市は、本件業務に関する要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知のうえ、その対応について協議を行ったうえで変更するものとする。」との記載がありますが、要求水準書（案）（P7）には「本市は、要求水準を変更する場合、事前に選定事業者に通知する。」と記載されており、通知のみで協議の結果にかかわらず変更が可能であると解釈されるおそれがあります。要求水準書の変更については、市と事業者が合意した場合にのみ変更できる旨に、表現を見直していただけますようお願いします。	ご意見を踏まえ、修正します。
6-8	P. 6	第15条	第2項			「市の責めに帰すべき事由及び … により、合理的な増加費用又は … 市が当該増加費用又は当該損害を負担する」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由の際には、「合理的な」という定めになっておりません。事業契約書等の契約においては、市と事業者が対等な条件となるように修正ください。なお、他の条項でも同様です。	ご意見を踏まえ、修正します。
6-9	P. 6	第15条	第2項	第1号		貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-10	P. 7	第18条	第2項			貴市に増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-11	P. 9	第23条	第4項	第1号		貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-12	P. 10	第25条	第6項	第1号		貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-13	P. 11	第27条	第5項			貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-14	P. 12	第30条	第1項			貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-15	P. 12	第35条	第4項			プロジェクトファイナンスでの融資実行に際して、金融機関に対し、引渡しを確認できる証拠の提出を必要とします。引渡し後に貴市から引渡しを証する書面を発行可能か、また、引渡しから発行までの期間をご教示ください。	発行可能であり、完成検査後すみやかに交付します。
6-16	P. 13	第38条	第1項			貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-17	P. 21	第59条				長期契約における事業リスクの適正分担のため、サービス購入料等の価格改定（物価・金利変動、法令変更等）に関する具体的な協議・契約変更のプロセス、市議会議決の要否、協議不調時の調停手続きなど、事業者リスクが過大とならない運用の明示を求めます。	サービス購入料の改定のうち、金利変動及び物価変動については別紙3に、法令変更については別紙4に、不可抗力による変更については別紙5に記載していますのでご参照ください。
6-18	P. 21	第60条				サービス購入料の減額についての条文がありますが、具体的な減額に至るまでのプロセスを教えていただけないでしょうか。	今後モニタリング基本計画においてお示しします。
6-19	P. 21	第60条				念の為の確認にはなりますが、改修業務にかかるサービス購入料については、維持管理・運営業務期間におけるモニタリングによる減額対象外という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-20	P. 23	第63条	第7項			貴市が買取対象とされる出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	買取対象は出来形部分のため、事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等は含みません。ただし、設計図書は含みます。

No	該当箇所					質問・意見	回答
6-21	P. 24	第64条	第5項			貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-22	P. 27	第68条	第4項			貴市に増加費用又は損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用も含んでご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6-23	P. 28	第71条				契約期間満了・引継ぎ時における残存資産・投資回収・残価精算等の方法や協議時期について明示してください。経営の柔軟性・緊急時対応力の確保のためです。	施設の維持管理に関するものは、事業終了後2年前から協議を開始することを想定しています。（事業契約書（案）49条参照） また、市の所有である本施設と一体不可分となる民間投資部分は、任意提案事業又は自主事業から生じると考えるため、当該事業の提案をいただいた際に協議をさせていただきます。
6-24	P. 32	第9章				不可抗力（天災や感染症流行等）発生時のリスク分担や損失補填、協議フローの具体的な規定や協定を明文化、ないし貴市の考え方を示してください。想定外のリスクに備え、対応方針を明確にするためです。	不可抗力発生時のリスク分担及び損失補填については、事業契約書（案）別紙5に記載しています。
6-25	P. 48	別紙3	2	(1)	イ	「本事業契約締結時におけるサービス購入料の改定の基準日は、提案書の提出日とする。」とありますが、昨今の急激な物価上昇を加味し、最低でも「公募資料が公示された日」を改定の基準日としていただきますようお願いします。	提案書の提出時点において物価高騰分を見込むことができると考えられることから、原案どおりとします。
6-26	P. 48	別紙3	2	(1)	ウ	計算方法ですが、「 $\delta 1 = (\gamma 1 \times \delta 2 / \gamma 2 - 0.015)$ 」となっておりますが、「 $\delta 1 = \gamma 1 \times (\delta 2 / \gamma 2 - 0.015)$ 」の間違いではないでしょうか。減額改定も同様です。	ご意見を踏まえ、修正します。
6-27	P. 48	別紙3	2	(2)		2 物価変動による改定(2)サービス購入料B及びサービス購入料C-1の改定_イ指標値及び改定方法について 指標値については「きまって支給する給与」とあり、「ア対象となる費用」に3%の物価変動がある場合は、市および事業者は物価変動に基づく改定の請求をすることができるとありますが、サービス購入料C-1に係る原材料費等についての物価変動の請求についてはどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	サービス購入料C-1についても、サービス購入料Bと同じ指標値・計算方法で改定します。
6-28	P. 49	別紙3	2	(2)	イ	「N年度4月1日からの物価変動に伴うサービス購入料の改定について、「3%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の請求をすることができるとありますが、毎回の改定において「常に前回改定時のサービス購入料に対して3%までは事業者が吸収する」という解釈でよろしいのでしょうか。 もしそのような解釈の場合、例えば物価指標が毎年+3.1%で推移した場合、改定額は毎回+0.1%となり、事業者は実質的に3%分の物価上昇を毎年繰り返し吸収し続けることとなります。結果として、提案時のサービス購入料は実質的に減額される形となり、累積的な物価上昇が適切に反映されないリスクがあります。こうした仕組みでは、長期的に見て事業者に過度な負担が生じる懸念があるため、もし「見積みより時点の価格に対して3%までは事業者が吸収する」という考えを意図されているのであれば、初回改定時に3%分を事業者が負担した上で、2回目以降の改定では物価指標の変動分を全て反映する運用を検討ください。	改定を行うタイミング（きっかけ）としては、3%を超えた場合となりますが、改定額については物価高騰分の全てとなります。 例えば、「初年度」にプラス2.0%、「2年度目」にプラス2.5%の場合、「初年度」には3%未満のため改定を行いませんので、サービス購入料は±0%となり選定事業者が負担しますが、「2年度目」には初年度からプラス4.5%で3%を超えるため改定を行い、サービス購入料（3年度目以降）はプラス4.5%となります。結果的には、初年度からの物価高騰分は市が負担します。 ご質問のケースでは、サービス購入料は毎年プラス3.1%の改定となり、初年度分から物価高騰分について本市が負担することとなります。 ただし、最終年度については翌年度のサービス購入料が存在しないため、最終年度の7月の指標値がプラスとなった場合は、全て選定事業者の負担となります。 他方、ご質問にはありませんが、改修期間中におけるサービス購入料Aについては、1.5%を超えた場合に、1.5%を「超えた部分のみ」改定を行います。したがって、例えば、指標値がプラス2.0%の場合は改定を行いますが、サービス購入料の改定額は1.5%を超える部分のみとなり、0.5%のプラス改定となります。
6-29						物価や賃金のように変動する可能性がある光熱水費についてのリスクをどのように考えているのかお聞かせください。 また、精算制の導入についての考えはありますか。	サービス購入料C-1についても、サービス購入料Bと同じ指標値・計算方法で改定します。

7 その他

No	該当箇所					質問・意見	回答
7-1						【基本構想P.3 2】 「公の施設として既存機能を維持」とありますが、この「既存機能」とは今回の公募内容の中で何を指しているのでしょうか。	当該箇所は本事業を検討する前の過去の経緯に関するものであり、公募資料には含まれません。
7-2						【基本構想P.4 3 (1) ①】 平成29年度の年間利用者数が281,813人、1開館日あたり870人と多く、プールに入るのも困難と思われる人数です。どのようにカウントされた数字なのでしょう。	本施設は、プールの他、浴室、トレーニングルーム、会議室等の様々な機能を有していましたが、年間利用者数はこれら全ての機能の利用者数を合計した延数となります。
7-3						【基本構想P.4 3 (1) ①】 年齢別の利用者状況を教えてくださいませんか。	利用料金（使用料）の区分（65歳以上、一般等）の他は、年齢別の利用者状況は把握していません。
7-4						【基本構想P.5 3 (1) ②】 「市内に24時間営業の低価格で手軽に利用できるトレーニングルームが増加」とあります。公共施設として、それらの民間施設とどのような差別化を行う考えでしょうか。	当該箇所における民間施設は、従来型のトレーニングルームであり、本事業においては廃止することとしています。
7-5						【基本構想P.6 3 (2) ①】 平成29年度の年間利用者数が281,813人、1人あたり400円の利用料で計算すると、112,000,000円を超える利用料収入となり、指定管理料を超えます。コロナ禍は別として、修繕料を除くと黒字だったということでしょうか。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、維持管理・運営に係る経費の見込額から利用料金収入の見込額を控除したものを指定管理料としていました。
7-6						【実施方針P.1 1 (2)】 アスレチック機能およびデジタル技術活用機能の具体的な設備・導入想定について、行政側でイメージされている内容があればご教示ください。	募集要項における用語の定義をご参照ください。
7-7						リスク分担表は公開されないのでしょうか。	狭山市ふれあい健康センターPFI(R0方式)事業実施方針に記載しています。
7-8						従来の施設を利用されていたコミュニティについては、現在継続できているのでしょうか。また、コミュニティの継続について、貴市での考えはどのようなものなのでしょうか。	募集要項等の該当箇所の明示が無く、かつ募集要項等に関するご質問ではないため、回答できません。
7-9						本事業において獲得を想定されている国等の補助金がありますでしょうか。	想定しておりません。
7-10						外壁の打診調査等は実施しておりますでしょうか。 もし調査を実施していれば、調査報告書等を開示して頂けますでしょうか。	実施しておりません。
7-11						既設の機械設備一覧表は存在しますか。 もし存在してれば開示して頂けますでしょうか。	既設の機械設備一覧表は不存在です。
7-13						【募集要項、要求水準書(案)、事業契約書(案)】 要求水準・仕様変更・追加要求時のコスト負担や協議ルールについて、市の運用で事業者負担が一方的に増加しないよう明確なルール設定を求めます。追加要求が一方的な案件が多いためです。	募集要項等の該当箇所の明示が無いため、ご意見として承ります。
7-14						【募集要項、事業契約書(案)】 合意内容の履行確保と認識の相違防止のため、提案内容と最終契約条件の整合性（提案書や協議内容の反映、守るべき基準・法律の優先順位、協議期間の確保等）について配慮をお願いします。	ご意見として承ります。
7-15						【募集要項、要求水準書(案)】 地元自治体・広域連携・地域団体との追加調整に伴うコスト・手間について、市との協議や調整業務に係る工数や補填ルールの明示を要望します。想定を超える調整負担の発生時にも適切に対応するためです。	ご意見として承りますが、募集要項等にお示しする予定はありません。